

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章番号		
1	P. 6	2.3 委託業務の内容 (1)有価証券報告書等 の財務諸表本表のタ クソノミの国際化 ① ア)	① 「2.3 委託業務の内容 (1) 有価証券報告書等の財務諸表本表のタクソノミの国際化」の調達内容は、ITA 協議の結果に係る業務だけでしょうか。 ② 国際的な比較可能性向上のための業務の全てを対象としているのでしょうか。 ③ 受託者は、ITA 協議の結果をそのまま採用すればよいのでしょうか、あるいは、ITA 協議の結果の検証から行う必要があるのでしょうか。	① 「2.3 委託業務の内容 (1)」に「ITA 協議の結果をふまえ、国際標準に準拠したものに改変すること」と記載してあるとおり、委託業務の内容は、ITA 協議結果に係る業務に限定されます。 ② 委託業務の内容は、国際的な比較可能性向上のための業務の全てを対象とすることではなく、「2.3 委託業務の内容」に記載してある内容に限定されます。 ③ 「2.3 委託業務の内容 (1)①ア)」に「それ以外の国際標準化の内容については、ITA 協議の結果ならびに IFRS タクソノミ及び US GAAP タクソノミの設計に基づき事務局と協議し決定すること。」と記載してあるとおり、ITA 協議の結果の検証から行う必要があります。
2	P. 6	2.3 委託業務の内容 (1)有価証券報告書等 の財務諸表本表のタ クソノミの国際化 ① イ)	「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の中間納品物におけるタクソノミ・アーキテクチャと整合性及び親和性のあるものとする。・・・」と記載されていますが、現在進行中のプロジェクトで採用予定のアーキテクチャーは、受託者にどのように提示されるのでしょうか。受託者は採用予定のアーキテクチャーに関する知見を持つ必要があると思われます。	「2.3 委託業務の内容 (1)①イ)」に記載してあるとおり、「XBRL 範囲拡大プロジェクト」の中間納品物は、本委託業務の開始時に事務局より提示いたします。 なお、ご意見のとおり、受託者は採用予定のアーキテクチャーに関する知見を持つ必要があると思われることから、「5.1 作業体制(2)④」において、タクソノミ開発について十分な知識を有している者、また、「5.1 作業体制(2)⑤」において、XBRL の技術仕様に十分な知識を有する者の配置を要件としております。

通 番	仕様書の 該当箇所		意見内容	回答
	頁	章番号		
3	P. 7	2.3 委託業務の内容 (2) IFRS タクソノミの 開示項目等の拡張ニ ーズに係る検討	作業期間が短いと、最終的にできることには 限度があると考えられます。受託者の作業が 拡散しない為にも、期間中のゴールを明確に 記載することが必要と考えられます。	ご意見をふまえ、以下の文言を「2.3 委託 業務の内容 (2)に追加し、本調達の要求品質 を明確化いたします。 追加文言： 拡張項目リストを作成する目的は以下の2 点であるので、これらの目的に合致する品質 を達成すること。 ア) IFRS タクソノミの拡張開発に関する国際 的な活動及び議論に対して有効な提言を行 うために利用する。 イ) 将来行うことが想定される EDINET のた めの IFRS タクソノミの拡張開発の基礎とす る。